

2010年11月19日

京都府知事 山田 啓二 様

**生活支援緊急対策と
2011年度京都府予算に対する申し入れ**

日本共産党京都府会議員団

団長 新井 進

いま、府民のくらしと地域経済は極めて深刻な事態となっている。それは、この間進められてきた「構造改革」、「規制緩和」によって住民のくらしと福祉、中小企業、地場産業、農林漁業など地域経済が疲弊し、さらに、急激な円高の影響等が大きな打撃を与えているからである。

今ほど、「住民の福祉の増進を図る」地方自治体が、本来の役割を果たすことが求められているときはない。

こうした立場から、わが党議員団は、以下の緊急対策とともに、来年度予算について要望を行ない、京都府が、その具体化を図ることを強く求めるものである。

緊急対策

年末を控え、来年度予算を待つことなく、厳しい経済・雇用状況を踏まえ、雇用、生活支援、中小企業資金繰り等の対策を、以下のとおり緊急に具体化すること。

1、雇用の確保と安定、拡大、生活支援に向けた緊急対策について

- (ア) 雇用・失業情勢が深刻化しており、雇用・就職あっせんの相談体制を強化し、緊急雇用創出の予算拡充・前倒し執行を図ること。雇用の維持・確保と正規雇用の拡大、来春の新規採用の拡大にむけて経済界への働きかけを強化すること。新規高卒者・大卒者が全員就職できるよう万全を期すこと。
- (イ) 国に対し、失業者の生活安定のため雇用保険法第27条の「全国延長給付」の発動など、雇用保険給付の延長や対象の拡大、雇用調整助成金の期間延長及び適用要件の緩和など弾力的運用を求めること。
- (ウ) 年末も年始も、府内全域で住居、生活保障、雇用などがワンストップで相談に乗れるよう、労働局、市町村とも連携して体制をとるとともに、一人ひとりに寄り添った相談・支援体制がとれるよう万全を期すこと。また、今後、一時的な取り組みとならないよう継続化すること。
- (エ) トステム綾部工場の閉鎖は、企業の利益第一で雇用を顧みない身勝手なものであり、誘致した京都府の責任も重大である。377名の就労状況をつかみ、府として全員の雇用継続を図るとともに、トステムにも雇用と地域経済を守る社会的責任を果たさせること。
- (オ) (株) ジャトコの雇用問題で、労働局の判断に基づき、解雇された派遣労働者の再雇用を優先するよう改めて強く求めること。労働局の指導に従わない場合は、法律の遵守を担保する措置として雇用補助金の返還を求めること。
- (カ) 舞鶴の日本板硝子関連工場や綾部のグンゼ工場の一部閉鎖など雇用不安が広がっている。地域経済に打撃を与える企業の撤退計画に対して、関係市町村とともに機敏な手立てを講じ、地域経済を守り雇用確保を図る対策を強めること。

2、緊急の円高対策・中小企業支援策について

- (ア) 緊急に中小企業への影響調査を行なうとともに、「円高・不況緊急対策本部」を設置し、機動的かつ実効ある対策を講じること。
- (イ) 金融円滑化法は来年度で期限切れとなるが、急激な円高等で中小企業の経営は引き続き厳しい状況にあり、金融円滑化法の延長を国に強く求めること。京都府の借り換え融資を充実し、金融機関に対して、借り換え時や制度融資の条件変更に対応するよう求め、変更時等の保証協会の保証料への助成制度を実施すること。
- (ウ) 各種制度融資の返済据え置き期間を、現在の2年から3年に延長すること。返済据え置き期間の要望については、金融機関や保証協会の判断だけでなく、京都府への報告を求め、府の意見付与ができる仕組みに改め、据え置き希望者の要望に応えること。
- (エ) 政府に対し、円高を理由とした発注打ち切りや、下請け単価たたきや解雇など、大企業による中小企業いじめを許さないための指導監督の強化を求めること。下請け単価は「下請け中小企業の適正な利益を鑑み、労働条件の改善が可能となるよう親企業と下請け企業が協議して決定」（下請け振興法）、「優越的地位の濫用」禁止（独占禁止法）という法の趣旨に照らして、大企業に対する国の指導強化を求めるとともに、府独自にも指導強化を図ること。とくに、下請け業者が矢面に立たなくても、行政が、下請け業者の申し立てを受け、責任を持って実態調査をし、問題解決すること。また、そのための体制を府庁内に作ること。
- (オ) 「京都産業21」の制度を使わずに機械設備を導入した業者も府のリース料助成の対象とするとともに、工場家賃や電気基本料金などの固定費へも直接補助するなど、中小企業への直接支援を行

なうこと。

- (カ) 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金制度の3年間で300日までの支給限度を拡大し、中小企業の雇用を支えるよう政府に求めること。
- (キ) 経済波及効果が大きい「住宅リフォーム助成」を創設するなど、京都経済振興のための積極的な施策を行なうこと。
- (ク) 政府に対し、輸出依存で円高体質の経済構造を是正するため、内需主導の政策への転換を求めるとともに、アメリカ政府に正面からドル安是正を申し入れ、さらに投機マネー規制と通貨安定のための国際協議を世界に呼び掛けるよう求めること。

1、医療、社会保障の崩壊をくいとめる対策を

国の社会保障費抑制路線は、地域医療の崩壊、無保険状況の拡大など、社会保障のあらゆる分野に深刻なひずみを噴出させており、その解決は喫緊の課題である。

その立場から以下の事項の具体化を求める。

- ① 国に対し、社会保障費抑制路線の傷跡を修復し、医療費総枠を拡大し、保険でよい医療が提供できる診療報酬体系を確立するよう求めるとともに、現行の医療水準が後退することがないよう、関係者と連携し万全を期すこと。
- ② 深刻な無保険問題解決に向け、府として実態調査を行なうとともに、高すぎる国民健康保険料（税）の引き下げのため、国の補助率の復元を求め、府の市町村国保への独自助成を復活すること。市町村に対し、一部負担金減免の厚生労働省新基準を徹底するとともに、保険証の取り上げ、資格証明書・短期証の発行は行なわないよう助言すること。新たな府民負担増につながり、市町村が住民の命を守る自治体の役割を果たせなくなる、国民健康保険の都道府県単位の一元化は中止すること。
- ③ 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めるとともに、廃止後の医療制度について、高齢者や現役世代の新たな負担増とならないよう、国の財政負担を求めること。70歳から74歳の窓口負担の割から二割への引き上げの中止、撤回を求めること。また、京都府の老人医療助成制度を国の医療改悪に合わせて縮小する計画を撤回するとともに、70歳から74歳の医療費負担増を国が実施した場合は京都府独自制度で一割に抑えるよう拡充すること。
- ④ 療養型病床群の廃止・削減計画が凍結・撤廃されるよう、国に廃止縮小計画の中止・撤回を求めること。
- ⑤ 医師不足等による地域医療崩壊の危機を打開するため、国に対し養成医師枠の抜本的増員、診療報酬の改善など抜本的対策を求めるとともに、医師確保のための緊急対策を求めること。本府の医師確保対策について、府医療対策本部を、京都大学を含む他の医療機関も入ったオール京都の体制へ発展させるなど関係者の声も踏まえ、府北部はもちろんのこと南部地域も含め緊急的な対策を講じること。本府として、医師不足地域や診療科に対し、切れ目ない支援ができるよう、関係機関が連携した医師確保・配置対策ができる仕組みを講じること。地域医療再生基金を積極的に活用し、医師確保対策の充実や地域医療の拡充を進めること。また、北部地域に3次救命救急センター的な病院を設置すること。
- ⑥ 特定健診・特定保健指導については、保健予防活動を後退させないこと。また、75歳以上の後期高齢者に対する健診・保健指導が従来どおり実施できるよう、京都府として必要な財政支援を行なうこと。
- ⑦ 「がん対策推進計画」は、京都府保健医療計画から独立したものとして位置づけ、常設の「がん対策推進協議会」を設置し患者本位のがん対策の総合的推進を図ること。
- ⑧ 高次脳機能障害や脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充を図ること。
- ⑨ 国に対し、対象拡大された小児慢性特定疾患健康管理事業や特定疾患治療研究事業の継続と更なる拡充を求めること。府として、特定疾患患者への申請書料・診断書料・交通費など支援策を復活させること。また、20歳を超えた先天性胆道閉鎖症患者への支援など、難病対象事業適用までの間、府独自支援策を検討するなど、独自の難病対策を強化すること。難病全体を恒久的に負担軽減するような制度の検討を国に求めること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行なうこと。
- ⑩ 京都府感染症対策協議会肝炎部会は、独立した「肝炎対策協議会」とし、遅れている京都府の肝炎対策を抜本的に強化するため、患者や家族の代表の参加を求め、肝炎対策基本法に基づき定められる肝炎対策推進指針による集中的な検討を行なうこと。また、無料肝炎検査を全医療機関に広げ、肝炎対

策拠点病院を中心に府内のあらゆる地域で最新の治療を受けることができる医療体制整備を図ること。京都府肝炎治療特別促進事業については、助成の対象となる治療をインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療に限定せず、また、インターフェロンについては、2回限り、1年以内（一部1年超）という助成回数・期間の制限をなくし、自己負担額を原則1万円とし、低所得者は無料とすること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。

- ⑩ 「周産期医療情報システム」の充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援をさらに強化するとともに、一刻も早く舞鶴医療センターの北部サブセンターを再開すること。また、NICU、PICUの整備、小児救急体制の全二次医療圏での整備とシステムの充実を進めること。精神科救急医療体制の整備を引き続き進めること。
 - ⑪ 看護師の確保を保障する診療報酬の改善を国に求めること。「看護師需給計画」策定にあたっては、看護師不足の実態と関係者の意見を踏まえたものとする。また看護師確保対策として、府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実させること。准看護師移行教育のための「二年課程通信制」を早期に開設すること。OT、PTの養成確保と地域偏在解消のため、診療報酬の改善を国に求めるとともに、研修の充実など地域偏在解消対策を講じること。
 - ⑫ 介護保険の10年目の見直しにあたっては、新たな保険料の徴収や生活援助の縮小など、負担増と給付減にならないよう国に強く求めること。特別養護老人ホームの増設や昼間独居対策など、施設、在宅とも基盤整備に全力をあげる。また施設利用時の給食費・居住費の負担を軽減し、低所得者に対する保険料・利用料の減免制度を設けること。また、地域包括支援センターのマンパワーの確保や運営に対し支援を行なうこと。マンパワーの確保と働き続けられる条件整備を行なうため、介護報酬とは別立てで人件費への支援策を講じること。また介護給付費に対する国庫負担割合を2分の1に引き上げるよう国に求めるとともに、保険料の相次ぐ値上げを防ぐため、ただちに国庫負担を25%から30%へ引き上げるよう求めること。
 - ⑬ 「地域包括ケア」は、医療や介護への公的役割を後退させるという国が進めている方向ではなく、身近な単位で医療・保健・福祉・介護が切れ目なく受けられるよう、行政を軸に進めること。
 - ⑭ 障害者自立支援法の延命につながる「改正法案」に反対すること。「新法」ができるまで利用者負担軽減策等、時限的措置を継続し、本府としての支援策を検討するとともに、本人の収入に応じた応能負担とし、報酬は月払い方式とすること。また、新法制定においては、応能負担とし、報酬基準額の是正、現行の障害程度区分の改善、事業体系の見直し等、当事者、事業者の要望に基づくものとなるようにすること。
 - ⑮ 地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。小規模作業所が新事業体系に移行するまでは、現行の府独自補助制度の水準を維持すること。
 - ⑯ 所得制限の強化など高齢者、母子家庭、障害者の福祉医療制度を後退させる「見直し」は、やめること。高齢者、母子家庭、障害者等を救済するため、独自の福祉医療制度を検討、創設すること。また、「高額医療費の償還払い」の手續の簡素化と窓口負担の軽減、重度心身障害老人健康管理事業の3級への拡大を行なうこと。
 - ⑰ 訪問看護ステーションの行なう訪問看護療養費を福祉医療の対象とすること。
 - ⑱ 介護現場など民間社会福祉施設で働く職員の労働実態を調査し、介護・診療報酬の引き上げを国に求めるとともに、いっそうの賃金・労働条件等改善へ支援策の拡充を求めること。
 - ⑲ 生活保護費の国庫負担金を堅持し、高齢加算を元に戻すとともに、夏季加算を実施するよう国に強く求めること。生活保護の申請を窓口で拒否し、抑制するやり方を改め、生活保護を受ける権利を保障するため、辞退届の強要や申請抑制などを行なわないようにすること。生活保護の申請用紙を関係機関の窓口を設置すること。リバースモーゲージ制度の適用は行なわないこと。医療券方式を医療証方式にきりかえるなど、抜本的な改善を行なうこと。生活保護世帯への見舞金を復活させること。
- 21 希望者の要望に応え、生活福祉資金の生業資金貸付の運用改善を図ること。

2、京都経済の主役である中小企業と雇用を守る、京都経済の立て直しを

中小企業の倒産の増加や雇用失業情勢の悪化など、経済危機が深刻化している。京都経済の主役である中小企業と雇用を守り、京都経済の立て直しを図ることが強く求められており、以下の施策の実施を求める。

- ① 日雇い派遣・製造業への派遣労働の禁止など、労働者派遣法の抜本改正を国に求めるとともに、本府の雇用のための企業立地促進条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や

解雇は事前に府に報告協議する規定、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。

- ② 真っ先に雇用を奪われかねない障害者の雇用確保に力を尽くすとともに、高齢者の雇用率達成にむけて求人開拓などの取り組みと指導を強化すること。
- ③ 西陣、丹後、京友禅の振興を図るため、「伝統と文化のものづくり振興条例」を活用し、庁内横断的な総合的対策を行なう対策本部を設置すること。事業所の悉皆調査など早急な実態調査を行なうこと。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループの支援・育成を図ること。
- ④ 「北部産業技術支援センター」への技術職員の増員など抜本的な体制強化を行ない、市町とも協力し、事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行なうこと。
- ⑤ 企業誘致偏重の施策を改め、「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、府内経済と雇用を支える中小企業への振興対策を抜本的に強化すること。また、「伝統と文化のものづくり条例」「中小企業応援条例」が真に実効あるものとなるよう伝統産業の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。また、関係者の英知を結集して、京都経済の立て直しのため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」の設置など真に実効ある振興策を確立すること。
- ⑥ 公共事業の発注にあたっては、下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付一般競争入札を基本とすること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保するため、「公契約条例」の制定を行なうこと。
- ⑦ 府の行なう公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の仕事確保を図ること。また、経済波及効果が明確な住宅リフォーム助成制度を中小建設業者の仕事確保の観点からも創設すること。また、小規模工事希望業者登録制度を創設すること。また、印刷物等については、製造物請負にかえ、適正な入札価格となるようにすること。
- ⑧ 府民公募型安心・安全整備事業は、継続・拡充するとともに、単年度工事だけでなく複数年にまたがる工事も対象とし、市町村と連携を強化するなど、地元業者の仕事確保へ向け、発展させること。また、職員体制を強化すること。
- ⑨ 大型店の相次ぐ出店が、中小零細商店に壊滅的打撃を与え、商店街等の衰退が「買い物難民」といわれる弱者を生み出している。大型店の身勝手な出店を規制するため、小売商業調整特別措置法を活用し、自治体の独自規制を強化できるよう支援すること。また、国に対し大店立地法の需給調整排除の条項を削除するよう求め、中心市街地への大型店の出店攻勢に歯止めをかけること。商店街の空き店舗活用など振興策、とくに生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など来街の動機付けとなる支援施策を実施し、まちづくり三法の見直しを国に求めること。大型店の無秩序な出店を規制し、商店街と地域住民が協力して安心して暮らせる「まちづくり条例」を制定し、市町村と協力して大型店の無秩序な出店にたいする強力な指導を行なうこと。商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援を抜本的に強めること。
- ⑩ 制度融資の金融機関丸投げをやめ、府として経営診断を行ない、制度融資を行なう仕組みに変えること。中小企業支援融資については、商工会などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興を図ること。信用保証料や金利負担の軽減を図ること。
- ⑪ 新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実を図ること。中小企業金融の実態を調査し、原油原材料高騰対策など、積極的な融資対策を講じること。中小企業あんしん借換融資について、日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定を図ること。信用保険制度の改悪による責任制の導入を撤回するように国に求めること。

3、ふるさと再生—農林漁業への支援を抜本的に強め、 自給率向上、食の安全の確保を

かつてない米価下落や急浮上しているTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加の問題もあわせて、日本の農業は危機的な状況にさらされている。その上、鳥獣被害は「農業継続の意欲を奪う」深刻なもので、異常気象の影響もあり、被害がいつそう広がっている。京都府として、農林漁業再生に向け、全力をあげることを強く求める。

- ① 「京都府農林水産業振興条例」を制定し、京都の農業、林業、水産業の振興と農山漁村を守る総合的

計画を策定し、対策を講じること。

- ② 例外なしの貿易自由化により、農業に壊滅的打撃を与え、食料自給を放棄するばかりか、雇用を含め地域経済、日本経済に大打撃を与えるTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について、府として府内の農業、関連産業、地域経済に与える影響を試算し、府民に明らかにするとともに、交渉参加は行なわないよう、政府に強く求めること。また、不必要なMA米輸入は中止するよう政府に求めること。食料主権を保障する貿易ルールの確立のためにも、WTO農業協定を根本から見直し、米を自由化の対象から外すよう要求すること。日米FTA交渉は行なわないこと、日・豪FTA・EPA交渉の中止を政府に求めること。
- ③ 農家が安心して米生産に励めるよう、生産費を償う価格保障と農業の多面的機能に着目した所得補償で、米価18,000円の実現を強く政府に求めること。当面、米価の暴落に歯止めをかけるためにも、棚上げ備蓄制度の前倒し実施、余剰米の買入れなどの米価対策をただちに講じるよう国に求めること。また、府独自にも最大限可能な価格保障、所得補償を実施すること。特裁米、有機農法など「こだわり農法」を実施する農家に対する所得補償制度を実施すること。すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。また、小豆・黒大豆・伝統京野菜などに積極的支援を行なうこと。
- ④ 府の鳥獣被害対策予算を大幅に増額し、防護柵や電気柵の設置補助率の大幅な引き上げ、罟・檻の設置費用、駆除後の処理費用に対する助成の引き上げ、モンキードッグの育成に対する補助制度確立など、農林業従事者の要望に応えたきめ細かな対策を行なうこと。「営農一体型防除対策」に限定せず、実情に応じた対策を機敏に実施すること。駆除を専門とする「有害鳥獣専任捕獲班」を常設すること。「保護管理計画」の科学的な見直しに向け、適切な個体管理実施のため、シカやクマの生息数を正確に調査すること。庁内横断の「鳥獣害対策本部」を確立し、研究と対策の「拠点」を設置すること。
- ⑤ クマ出没対策について、住民の安全確保のために、出没情報や警戒情報などの周知徹底をはかること。また、児童生徒の登下校時の安全確保や高齢者などの安全確保に万全を期すこと。クマ鈴などの緊急配布を行うこと。府が責任を持って迅速に対応できるよう、直ちに麻醉銃を扱える人的配備を行なうこと。ナシ、桃、カキやクリなど被害にあった作物の被害補償を実施すること。クマの正確な生息数調査に基づき、保護管理計画を見直すこと。
- ⑥ 集落営農・受託組織など地域農業を守る農家の組織化・共同化を図り、農業機械更新への助成など積極的に支援すること。
- ⑦ 多様な家族経営の維持・発展を図ること。農業を「続けたい人」、「やりたい人」すべてを担い手として支援するよう強く政府に要求すること。新規就農支援対策を抜本的に強化し、貸与額の引き上げ、住宅対策、期間延長などを図ること。農家子弟に対しても必要な特別対策を講じること。農外企業が参入する場合は、「地域協定」の締結など、規制を行なうこと。農業委員会予算を拡充し活動強化を支援すること。
- ⑧ 都市住民に新鮮な野菜を供給する都市近郊農業を守り、振興を図ること。生産緑地制度を拡充し優良農地を守ること。城陽市特産の寺田いも・茶などアラスの優良畑作地域の工業団地化計画を撤回し、市街化区域への用途変更は行なわないこと。
- ⑨ 中山間地直接支払い制度の積極的活用を図ること。また、実施状況を調査し、必要な拡充、改善を政府に要求すること。さらに、いわゆる「限界集落」をはじめ存続が危ぶまれる山村集落・地域に対し、一時的な「元気づけ」対策でなく、集落存続の力をつくる担い手対策をはじめ、「命の里」再生事業が実効ある対策となるよう予算の増額、仕事人の増員、実施年限の延長など、抜本的に強化すること。
- ⑩ 飼料自給化、特に飼料用稲（WCSだけでなく穀実利用）の実用化への支援を行なうこと。国に対して、乳価の価格引き上げを強く要望すること。家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、経営支援対策を強化すること。20ヵ月齢以下牛のBSE検査について、府独自検査を継続し、全頭検査体制を維持すること。米国産牛肉の輸入規制緩和に反対し、国内と同様の安全性対策を要求するよう国に求めること。
- ⑪ 口蹄疫、鳥インフルエンザなどの感染症について、畜産農家への情報徹底、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- ⑫ 外材の輸入規制をはじめ、緊急を要する除・間伐への一層の支援対策、造林経費控除の全額への引き上げを国に求めること。府内産材の利用促進のため、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の交付金については、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など新たな事業の促進を図ること。
- ⑬ 育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興を図ること。栽培漁業センターへの支援を

拡充すること。漁業が続けられる魚価の実現のため、価格安定、所得補償を国に要求するとともに、担い手対策を強化すること。また、水産加工、商品開発、流通対策、海業などへの支援を図ること。

- ⑭ 大型クラゲの大量発生が沿岸漁業に大きな被害を与えてきた。引き続き対策強化が強く求められており、漁網の改善、改良をはじめ予報体制を強化すること。
- ⑮ 「食の安全」確保のため、食品衛生監視員の専任化・増員を図り、保健環境研究所、保健所、消費生活安全センターなどの体制強化と検査機器の充実を図ること。市町村ごとの消費者相談の専門の窓口を早急に設置できるよう支援の強化を行なうこと。
- ⑯ 輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に強く求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。
- ⑰ 地産地消の促進を図るため、府内の学校や保育園、福祉施設、病院等で府内産米など地元産食材の活用を促進すること。そのために必要な財政支援を行なうこと。
- ⑱ この間の農協合併と経営優先の運営によって、農家組合員の農協離れが加速している。農協が民主的な運営に立ち返り、農協本来の役割をとりもどすよう、府として指導を強化すること。また、計画中の京都の農協一本化・大合併は行なわないよう指導すること。

4、貧困から子どもを守り、豊かな未来を。子育て支援策の抜本的拡充を

子どもの豊かな未来のために、人間らしい生活を取りもどす、貧困の解消へ向けた行政の取り組みが重要である。子育て対策と教育予算を抜本的に拡充するとともに、府が市町村とも協力して、子育て支援対策を強化することが必要である。また、子どもに関わる事案に対応するため、児童相談所をはじめとした体制の強化、市町村、関係機関との連携をはじめ、総合的な支援策が求められている。よって、次の諸対策の実施を強く求める。

- ① 乳幼児医療費助成制度を、通院、入院ともに、中学校卒業まで、無料化すること。当面、通院についても小学校卒業まで拡充し、月3000円までの自己負担及び償還払い制度は撤廃すること。すべての医療圏で小児救急医療体制を確立するとともに、小児医療の体制の整備を図ること。府立医科大学附属病院「小児医療センター」は、小児医療の総合的拠点にふさわしい内容となるよう整備・拡充すること。
- ② 国がすすめる「子ども・子育て新システム」は、保育所最低基準の引き下げの動きなど公的保育を後退させるものであり、これに反対するとともに、待機児童の解消、保育士等の処遇改善などを求めること。また、小規模学童保育の支援を引き続き行なうとともに大規模学童保育所の解消を支援すること。
- ③ 子育て家庭の経済的負担の軽減をはじめ、住民・関係者の要求・意見を積極的に反映させること。また、企業の行動計画づくりと有給休暇や労働時間短縮など労働条件の改善に向けて、国と協力して指導・援助を強めること。養護学校児童生徒をはじめ、障害児をふくむ学童保育体制の抜本的整備、保育料の軽減、一人親家庭への支援の強化などに努めること。中高生を対象にした障害児放課後サポート事業の拡充を図ること。
- ④ 「家庭支援総合センター」の職員体制を拡充すること。また、乙訓・南丹地域に新たに児童相談所を設置し、府内での総合的な支援体制がいっそう充実されるようにすること。被虐待児童と家族への総合的支援が可能となるよう体制を拡充すること。府民、市町村、関係機関と協力し、児童虐待の早期発見、保護、児童虐待そのものの根絶のための施策展開を図る実効性あるネットワークを構築すること。
- ⑤ 「子ども発達支援センター」は、AD・HD・学習障害・高機能広汎性発達障害などの障害児も含め障害児の早期発見・早期療育体制を確立するため、医師や専門スタッフを増員し、診療・療育・相談体制をいっそう拡充・強化すること。センターへの交通手段の改善と保育室の設置を行なうこと。同センターの地域療育部門の拡充を図り、北部にも地域療育センターを整備すること。また、「発達障害支援センター」の体制強化や、圏域支援センターの充実など対策を講じること。
- ⑥ 配偶者暴力相談支援センターの体制を強化すること。また、府北部、南部に配偶者暴力相談支援センターを設置すること。児童養護施設の増設などを行ない、緊急一時保護施設、母子生活支援を拡充すること。公営住宅母子優先入居枠の拡大、民間シェルターへの財政支援など、被害家庭への総合的支援体制を確立すること。
- ⑦ 乳幼児から大人までの喘息やアトピー性皮膚炎、アナフラキシーショック、化学物質過敏症などアレ

アレルギー性疾患についての府内での実態調査を行ない、府としての総合的なアレルギー性疾患についての方針を確立すること。

- ⑧ 保健士や栄養士、養護教諭、保育士などに対してアレルギー性疾患についての専門的な研修の充実など、積極的な人材育成を行なうこと。

5、どの子にも行き届いた教育を。子どもを中心にした学校づくり 文化・芸術・スポーツの振興を

貧困と格差が子どもたちにも重大な影響を与えている。国民の運動と世論の中で、公立高校の授業料の無償化や私立高校における学費負担の一定の軽減措置が図られた。どの子にも行き届いた教育を実現し、発達を保障するために、次の諸施策の実施を求める。

- ① 国に対して「30人学級」の実施を求めるとともに、全ての小・中学校の全学年で速やかに少人数学級を実施し、高等学校へも拡充すること。また、いじめや不登校・学級崩壊などの教育困難に対して支援体制を強化すること。子どもたちを競争に追い立て、「できる子」「できない子」に分ける習熟度別授業をやめること。競争教育に拍車をかける「学力診断テスト」を是正するとともに、全国の学校に点数で序列をつける「全国一斉学力テスト」の完全な中止を求め、テスト結果は公開しないこと。学校と教職員を、いっそう激しい管理と競争に追い立てる「学校評価制度」や「教職員評価制度」を見直すこと。
- ② 希望するすべての生徒に行き届いた高校教育の機会を保障し、地域の高校を守り発展させること。競争と格差を激化する現在の高校入試制度を抜本的に見直し、特色選抜制を中止するとともに、総合選抜制を拡充し、普通科を減らさないこと。定時制・通信制高校に希望者全員が入学できるよう、募集定員を増やし、南部地域に新設すること。
- ③ 大規模校と長距離・長時間通学の解消のため、城陽市に一刻も早く養護学校を新設すること。向日が丘養護学校などの老朽校舎の抜本的改修や寄宿舎の充実を図ること。特別支援教育の充実のため、高等学校や私立学校を含むすべての学校に特別支援コーディネーターの専任化を含む必要な教職員を配置すること。特別支援学級の存続と発展、通級指導教室の拡充・整備など、特別支援教育条件の拡充を行なうこと。
- ④ 教職員定数の2割を占める定数内・外の臨時教員の配置を抜本的に改め、定数内の常勤講師はすみやかに正規採用し、非常勤講師も計画的に正規雇用へと改善すること。また、専科教員を配置し、養護教員、事務職員の複数配置をはじめ、食育の充実に欠かせない栄養教諭・職員の全校配置、専任の図書館司書の全校配置など、教職員定数・配置の抜本改善を図ること。希望する全ての学校にまなびアドバイザー（スクールソーシャルワーカー）を配置すること。
- ⑤ 府立学校の耐震補強工事やバリアフリー化の促進などをすすめること。そのために、国に対し国庫補助制度の拡充を求めるとともに、市町村への支援も行なうこと。
- ⑥ 義務教育費無償の原則に基づき、教育費の保護者負担の軽減を図るとともに、就・修学援助制度を拡充すること。高等学校等の保護者負担の軽減や通学費補助の拡充、給付制奨学金も含めた各種奨学金制度の充実を図るとともに、就・修学支援のための助成制度を拡充すること。
- ⑦ 私学で学ぶ権利を保障するため、私立高校において授業料を無償化するための予算措置を国に求めること。また、府の「私立高校授業料実質無償化」については、年収500万未満まで対象世帯を広げるとともに、私学の負担をとまなわれない直接助成とすること。また、府外の私学に通う高校生も対象とすること。
- ⑧ 経済的な理由で高等教育を受ける権利が侵害されないようにするため、高すぎる大学の学費の値下げを行なうよう、国に要望するとともに、給付制の奨学金の導入を求めること。また本府としても、府内出身の大学生等に対して無利子の奨学金制度を創設すること。
- ⑨ 子どもたちの安全を守ることは自治体の基本的役割であり、学校の安全を守る責任は行政にあるとの立場から、子どもたちの登下校や日常生活の安全対策を支える予算措置、指導に携わる教職員及び児童保育所など児童福祉施設の職員の増員に積極的に取り組むこと。
- ⑩ 同和奨学金償還対策事業は廃止すること。
- ⑪ 府内の文化・芸術・スポーツの振興に資するよう財政措置も含め府の責任を果たすこと。府立のスポーツ施設の改修を計画的にすすめること。府立体育館や伏見港公園体育館などの建設後、長期間が経過した施設についても、遅滞なく大規模な修繕・改修を実施すること。また、指定管理施設を含め、

施設の目的にふさわしい、安価な施設利用料となるようにすること。また伏見港公園や山城総合運動公園の駐車場は施設利用者については安価に利用できるよう、府として必要な財政措置を講じること。健康スポーツの観点から、管理栄養士の配置を含めスポーツ施設の指導員を増員すること。

- ⑫ 憲法を守り、教育の自由と自主性を保障すること。また、「内心の自由」を侵害し、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制を止め、侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。教育内容に介入し、学校現場に負担を押し付ける府教育振興プランの策定は行なわないこと。さらに、義務教育費国庫負担制度を堅持して、教育の機会均等、教育水準の確保と無償制の原則という国の責務を果たすよう、国に求めること。
- ⑬ 公立大学法人について、大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動の向上を保障するため、府として大学法人への支援を財政措置も含めしっかりと行ない、さらに府立大学の老朽校舎の改修を急ぐこと。府立2大学の授業料減免措置を拡充すること。
- ⑭ 府立大学の下鴨農場については、関係者の意見を十分に聞き、存続させるよう検討すること。

6、「京都議定書」の名にふさわしい環境行政、地域づくりの実現を

鳩山前首相が温室効果ガス20年25%削減の中期目標を国際公約して1年余、その後の取り組みは財界の巻き返しなどでほとんど進んでいない。このような中で「京都議定書」の地・京都府の役割はより大きくなっている。府条例改正で掲げた30年40%削減の中期目標、20年25%削減の当面の目標達成に向けて全力を挙げることが強く求められている。また、環境汚染をなくし自然環境を守る環境行政の強化も当然である。そのためにも次の諸施策の実施を強く求める。

- ① 改正された「京都府地球温暖化対策条例」で掲げる温室効果ガスの削減目標（2020年までに1990年比で25%削減、30年40%削減目標）を達成するため、排出量の大半をしめる産業、運輸部門の対策を抜本的に強化すること。特定事業者の取り組みを強化するため、キャップ・アンド・トレード制度の導入を早急に実施すること。中小企業の取り組みについては、財政援助を含め、積極的に支援すること。
- ② 市町村に対し積極的に取り組みを指導し、温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。必要な財政援助を行なうこと。
- ③ 風力・太陽光発電など自然エネルギーの活用と開発・普及に対し府独自の直接補助制度を創設し本格的に取り組むこと。関電に対し、全ての小規模発電の電力を安定した価格での買い取りを求め、固定価格買取制度の拡充を国に求めること。
- ④ 府域での温室効果ガスの削減に逆行する年間830万トンものCO₂を排出する舞鶴石炭火力発電所の1・2号機の操業停止を関電に求めること。発電所等のCO₂排出は、EU等と同じく直接排出量でカウントするよう国に改善を求めること。また、府独自にも関西電力をはじめ府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標をもち厳しく指導すること。
- ⑤ 道路・河川敷の緑化、屋上、壁面緑化の推進など市街地の緑化対策を強化し、ヒートアイランド化を防止すること。
- ⑥ 産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府が策定した「産業廃棄物規制条例」にもとづいて、徹底した立入検査の実施、不法投棄のルートと関係者の解明を行ない、違反者はもちろん排出者の責任による撤去を実施させ、行政による代執行も含めた実効ある措置をとること。
- ⑦ 城陽の山砂利採取跡地に搬入された産廃汚染土壌は完全に撤去させること。地下水などの水質検査を定期的に行なって、その結果を公表すること。汚染物質・土壌の運搬や防除等については、周辺住民の安全・安心を第一に、万全の対策を講じること。また、条例、法令の厳守を業者に徹底するとともに、職員体制を強化し再発防止を図ること。
- ⑧ ゴミの発生を設計・生産段階から削減する拡大生産者責任を明確にしていない家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法などの改正を国に強く求めるとともに、府としても、市町村に対する積極的な指導援助を行なうこと。
- ⑨ アスベスト対策、ダイオキシン対策を引き続き強化すること。調査・監視体制の強化とともに、発生源対策を抜本的に強化すること。国と事業者の責任で、ダイオキシンの発生を未然に防止するよう求めること。府は、事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用を図るよう指導を強めること。また、府として、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化を図ること。南丹市のカンポリサイクルの焼却炉の運転についてはひきつづき監視を強めること。

- ⑩ 舞鶴の日本海精錬による鉛汚染問題については、工場周辺の汚染土壌の排除を求め、定期検査を実施し、監視体制を強化すること。
- ⑪ 中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充を図ること。
- ⑫ 重大事故が相次ぐ原発の総点検、老朽原発の段階的廃止を国と関西電力に要求すること。とくに、新潟中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原発の地震被害の教訓を生かし、耐震総点検の実施と必要な補強を引き続き強化すること、自主防災組織の抜本的強化を図ることを関電に強く求めること。国に対し、相次ぐ重大事故、検査態勢の不備が露呈している「もんじゅ」の運転再開を認めないこと、老朽原発の運用延長は認めないこと、高浜原発3・4号炉のプルサーマル計画の中止を求めること。また、原発防災計画は府内全域を対象としたものに改め、医師確保をはじめ、2次被曝医療体制を早急に整備すること。
- ⑬ 「絶滅の恐れのある野生動植物保全条例」を活かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみで保全するため、府民啓発や無秩序な開発規制を強めること。特に、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。遺伝子汚染が指摘されている鴨川のオオサンショウウオの実態調査、保護対策に取り組むこと。

7、淀川水系河川整備計画の撤回・京都市内高速道路の中止を 公共事業は防災対策・生活基盤整備に切りかえを

ムダな大型公共事業の典型である、高速道路・ダム事業等の見直しを行なうとともに、公共事業の在り方については、府民の安全を守り、地震・風水害など防災対策を最優先し、生活密着型に切りかえること。また、仕事の大幅減少で深刻な事態に直面している地元中小業者の仕事おこしに特別の対策を講じ、地域経済に配慮しながら、次の諸対策を実施するよう強く求める。

- ① 淀川水系河川整備計画については、流域の多くの住民の安全とともに、宇治川や嵐山の景観、環境、府営水道等に大きな影響を及ぼす事業である。府は、府民の意見を汲み上げ「流域委員会」が最終意見で指摘している問題点を受けとめ、いったん計画の撤回を求めるとともに、天ヶ瀬ダム再開発の中止等、全面的な見直しを行なうこと。
- ② 府営水道の宇治系・木津系・乙訓系の3浄水を接続する広域化事業等については、水道料金の値上げを抑えるため、「第7次水道懇提言」の付帯意見を積極的に受け止めるとともに、(1) 府一般会計からの負担、(2) 過大な水需要予測の見直しと無駄な水利権の放棄、天ヶ瀬ダム再開発からの撤退(3) 市町への「カラ水量」押しつけを見直すこと。府の責任で府民負担を軽減し、宇治系の値上げを抑えること。
- ③ 畑川ダム建設本体工事は、いったん実施を凍結し再検討すること。
- ④ 洪水を河川内におしとどめるこれまでの河川管理をあらため森林や水田の保水力を高め、遊水地等の配置、透水性舗装や雨水の貯留・浸透施設の設置など、総合的な河川管理に転換すること。そのため、京都府として具体的な施策を実施すること。
- ⑤ 災害に強い街づくりのため、遅れている河川改修、土石流発生危険箇所や地滑り危険箇所、堤防危険箇所、急傾斜地、老朽ため池、浸水常習地域等の改修を急ぎ、災害防止対策を抜本的に強化すること。また、舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ⑥ 予測される東南海・南海地震、直下型地震等、大規模地震対策を強化すること。学校、公共施設の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震診断制度を交通費も含め無料化するとともに、住宅耐震改修助成制度の内容を充実改善し、普及促進を図ること。
- ⑦ 学研都市開発計画は、木津東・木津北地区の中止など全面的な見直しをすすめ、自然が生かされたまちづくりへと転換すること。
- ⑧ 交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめる京都市内高速道路3路線は、建設の中止を求め、阪神道路株式会社から撤退すること。第2名神高速道路(大津～城陽間、八幡～高槻間)の建設中止を国に求めること。
- ⑨ 高速道路とそのアクセス道路建設優先の道路政策を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路の建設・整備優先に切りかえること。とくに、国道163号、178号、307号、312号等の歩行者安全対策を緊急に行なうこと。
- ⑩ 「住宅建設計画」を見直し、府営住宅の新規建設を行ない、府民の入居希望に応えること。公営住宅

法の改悪に反対し、入居収入基準の引き下げ等による入居者の追い出し、家賃値上げをやめること。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。既存住宅へのエレベーターの設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の近代化が実施されていない住宅の整備を急ぐこと。エレベーターの電気代及び耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替えは、府の費用負担とすること。

- ⑩ マンション管理適正化法の趣旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行なうこと。また、温暖化対策に取り組むマンションを支援すること。
- ⑪ キリンビール跡地の開発については、90メートルもの高層ビル建設は中止するよう求めること。また、当初計画の進捗について、住民への情報提供、住民説明を徹底させること。
- ⑫ 鉄道駅のバリアフリー化について、一日の乗降客5000人以上の駅だけでなく、それ以下の駅についても市町村と協力し、計画的促進を図ること。バリアフリー法の拡充、延長を求めること。JR奈良線複線化を急ぐこと。ホームに安全柵の設置等、安全対策を早急に講じること。
- ⑬ 世界歴史遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全を図ること。景観法の積極的活用を図り、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。

8、財界主導の道州制や「地方分権改革」「地域主権改革」の名による地方自治破壊を許さず、住民自治の確立、自治体本来の機能の発揮を

この間進められてきた「地方分権改革」に続く「地域主権改革」が、地方自治体のまともな機能を壊すとともに、「市町村合併」で、地域の疲弊に拍車がかかっている。また、関西財界主導による「関西広域連合を起爆剤」とした道州制導入への策動も強まっている。

こうしたもとの、京都府として、「道州制」にきっぱりと反対するとともに、地方財政の確保と地方自治を守る努力を強め、本府とともに市町村の地方自治体本来の機能の回復、住民自治を発展させるため、次の施策の実行を強く求める。

- ① 地方交付税の削減、一括交付金化など地方財政の切り捨てを許さず、地方交付税の復元・拡充、義務教育費や生活保護費などナショナルミニマムを保証するための国庫補助・負担金を堅持するよう強く国に求めること。
- ② 「事業仕分け」による一方的な施策の切り捨てや地方自治侵害を行なわないように国に求めること。府としても、「事業仕分け」の手法による暮らしの施策削減や、給与費プログラムによる1500人の職員削減をやめ、土木事務所や保健所等の統廃合により、弱体化している現場の体制の検証・見直しを行ない、体制強化を図ること。
- ③ 全国知事会が共同して行なった構造改革特区の提案の中には、「義務付け・枠付け見直し」の名の下に、福祉や教育の最低基準を取り払うものが含まれており、これらは撤回すること。
- ④ 消費生活相談センターの職員など、府政の重要な担い手である非正規職員に対して、正職員化、及び研修実施や待遇改善を急いで進めること。臨時職員・講師についても、ワーキングプアを生み出すような待遇は直ちに改善すること。
- ⑤ 開発を推し進め、地方自治を破壊する財界主導の道州制導入に反対し、「関西広域連合」による道州制導入への策動はやめ、府県制を守るとともに、市町村自治を支援する府政の推進を図ること。
- ⑥ 市町村への権限委譲については、財政、人的支援など市町村の要望をよく聞き、押し付けないこと。
- ⑦ 「京都地方税機構」については、滞納者を一律に税機構送りせず、とりわけ国保料(税)の滞納については送らないよう市町村に助言すること。滞納処分執行停止基準の見直しなど、納税者の暮らしと営業を脅かす徴税強化は行なわないよう求めること。さらに、課税業務の共同化は行なわず、地方税機構は廃止をめざすこと。また、クレジット納税はやめること。
- ⑧ 市町村合併の押し付けや介入はいっさいやめ、市町村の将来はあくまで住民自身の自主的判断で決められるよう、徹底した情報の公開と住民投票など住民の意思を尊重すること。また、すでに合併した市町では、周辺部の衰退など深刻な事態が生まれており、府として合併による課題を検証するとともに、合併していない自治体も含め、いっそうの市町村支援策を講じること。
- ⑨ 規模の小さい市町村や住民の地域づくりを支援するため、財政的支援及び専門職等の人的支援を強化するとともに、地域おこし事業への支援の拡充、未来づくり交付金を増額し、市町村の意向を尊重すること。

- ⑩ 市町村と連携し、過疎地域をふくめ通院・通学などの「生活の足」の確保、地域住民の「交通権」を保障するための財政的支援の拡充を国に求めるとともに、府としての財政面もふくめた支援強化を図ること。コミュニティバス路線の確保など、生活関連交通機関の整備・充実を図ること。
- ⑪ 男女平等のいっそうの促進を図るため、策定された「男女共同参画条例」の運用にあたっては、憲法及び女子差別撤廃条約の男女平等の理念の徹底、母性保護、事業主責任、行政機関から独立した苦情処理・救済機関の設置等、その実効性が担保される措置を検討・具体化すること。
- ⑫ 政策方針の決定過程への女性の参画の促進、各種審議会への女性委員の登用をすすめ、委員の人選にあたっては、公募を含め公正・公平を期すこと。
- ⑬ 住民自治を拡充・徹底するため、「住民投票条例」を制定すること。パブリックコメント制度の恣意的、形式的な運用はやめ、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など、改善を図ること。また、府民からの発議も対象とし、施策に反映させること。
- ⑭ 知る権利の保障、原則公開の精神にのっとり、非開示条項の適用範囲を限定し、意思形成過程の情報であっても公開するなど、府情報公開条例の運用を抜本的に改善すること。公安委員会・警察本部の情報公開は、警察当局による恣意的な判断が優先されないようにすること。府からの出資、出せん、補助金の交付を受けている法人等には情報公開を義務化すること。
- ⑮ 個人情報保護がされず、「国民総背番号制」に道を開く住基ネットを中止するよう国に求めること。
- ⑯ 府民共有の財産は、その設置目的に相応しい運営がされるよう、技術者など人的配置や財政支援など行なうこと。指定管理者の指定にあたっては同様の措置を取る。また、未利用の土地については、地元住民の要求を第一に活用すること。
- ⑰ 府立植物園や府立資料館の本来の役割を充実させるため、専門職員の安定的な採用と養成に努めること。

9、憲法を暮らしにいかし、平和な京都と日本を

被爆国日本の国民の切実な願いであり、人類的課題である「核のない世界」・核兵器廃絶に向けて、5月に開かれたNPT（核不拡散条約）再検討会議は「核兵器の完全廃絶に向けた具体的措置を含む核軍縮撤廃」に関する「共同計画に取り組む」ことで合意するなど、大きな変化が起こりつつある。また、世界で日本国憲法の持つ先見性が注目されている。

こうした世界の新しい流れの中で、府政運営の基本に憲法をしっかりと据えることが求められており、次の諸施策を行なうよう求める。

- ① 核密約の徹底究明、非核三原則の厳守と「核抑止力」論からの脱却を国に求めるとともに、非核京都府宣言を行ない、核兵器廃絶を世界に発信すること。
- ② 災害時緊急対応等を名目にした舞鶴西港、和田ふ頭での自衛隊艦船の活動など、軍事的利用拡大は認めず、舞鶴港を平和の港として発展させること。米艦船等の舞鶴入港にあたっては、非核証明書の提出を求めること。
- ③ 周辺住民に不安を与える自衛隊の空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、さらに府民を巻き込むヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演については、その中止を求めること。
- ④ 国民の基本的な人権、報道の自由及び医療機関や自治体労働者のなどの権利を侵害し、国民を罰則つきで戦争に強制動員する武力攻撃事態法などの「有事法制」及び国民保護法の廃止を国に強く求めること。
- ⑤ 「憲法違反」のアメリカの戦争支援の延長は直ちに中止するよう政府に求めること。また、テロを根絶するため、全世界がテロを犯罪として取り締まるとともに、テロの土壌となっている貧困、飢餓、教育などへの支援を強めるよう政府に求めること。
- ⑥ 憲法手帳（ポケット版）を発行し、憲法を府民の暮らしのすみずみに生かし、守るとりくみを支えること。

以上